

1 目的

- 被災家屋等から発生した災害廃棄物の迅速な処理により、速やかな被災地の復旧・復興を推進。
- 県がすべき被災市町への支援、技術的助言及び関係者間の調整等に関する基本事項を策定。
- 発災直後の初動対応から災害廃棄物の処理体制が整うまでの応急対応を重視。

2 計画の位置付け

- 廃棄物処理法第5条の5第2項第5号に基づき作成。
- 非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する基本的な事項を規定。

3 対象とする災害及び廃棄物

(1) 災害

兵庫県地域防災計画で想定される①地震災害、②台風、豪雨、洪水等の風水害及び津波等に起因する風水害等の自然災害。

(2) 災害廃棄物

災害によって発生	①可燃物	木くず、紙くず、腐敗性廃棄物 等
	②不燃物	ガラスくず、陶磁器くず、瓦くず、金属くず、コンクリートくず 等
	③混合廃棄物	可燃物・不燃物が混然となった廃棄物
	④その他の廃棄物	廃家電、廃自動車、廃船舶、アスベスト含有物、バッテリー 等
	⑤土砂等	土砂混じりの廃棄物
避難者等の生活で発生		し尿（仮設トイレ）

4 計画の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

- ・各市町は、災害廃棄物の処理を主体的に実施。
- ・県は、被災市町の状況に応じて、市町相互応援協定や(公財)ひょうご環境創造協会を活用し、処理が円滑に進むよう市町を支援。
- ・原則、県内での処理を優先。
(県は、被災市町の災害廃棄物処理状況に応じ、近隣府県等での広域処理を調整。)
- ・復興のためには速やかな処理が必要なことから、処理期間の短縮化に有効な廃棄物の分別を徹底するが、災害状況に応じて柔軟に対応。

(2) 処理期間

災害規模に応じて検討するが、最長でも発災後3年以内に県内全域で処理を完了。

(3) 仮置場

- ・市町は、可能な限り広大な仮置場の候補地を事前に選定。
- ・県は、市町の仮置場候補地の選定状況について、毎年度当初に照会し把握。
- ・仮置場の市町間の相互融通についても調整。

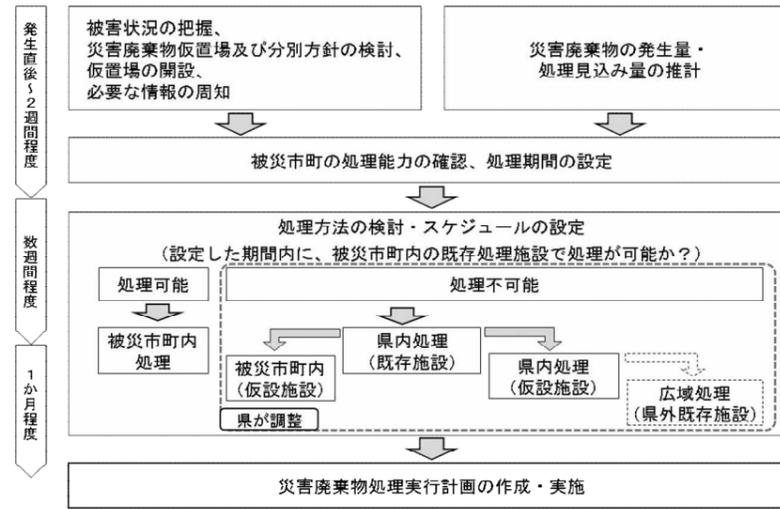
(4) 分別

速やかな復旧・復興には、迅速な災害廃棄物処理が必要なことから、倒壊家屋等の解体工事での分別は、災害状況に応じて柔軟に対応。

5 災害廃棄物処理実行計画

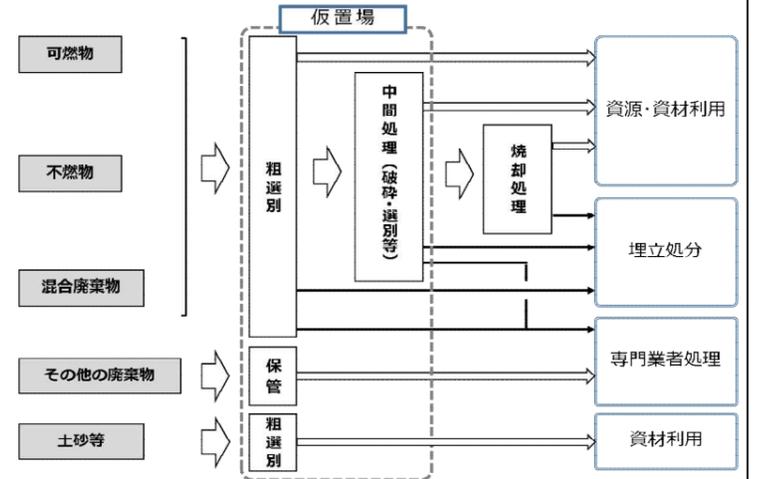
(1) 実行計画策定の流れ

被災市町は、被災状況及び市町災害廃棄物処理計画に定める処理方針を踏まえ、実行計画を策定。



(2) 処理フロー

被災市町は、災害廃棄物の処理方針、発生量、処理必要量等を踏まえ、処理フローを作成し、種類別に、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法までの一連の流れを整理。



6 協力・支援体制

(1) 県における組織体制

大規模災害発災時には、廃棄物所管課のみでは対応が困難なことから、所属部署に関わらず、廃棄物行政経験年数、災害派遣経験等、一定の基準を満たす県職員を予め災害廃棄物処理支援要員として任命しておき、被災市町へ派遣。また、被災市町からのニーズに応じて、兵庫県災害廃棄物対策協力員(災害廃棄物処理経験が豊かな県・市町職員OB)を派遣。

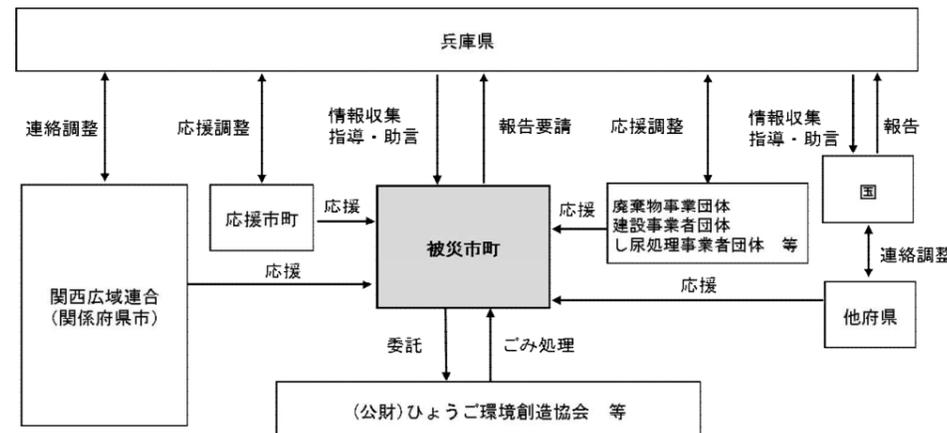
(2) 市町における組織体制

災害の種類規模に応じ、市町災害廃棄物対策の体制を予め準備するよう助言。

(3) 市町間、民間事業者の協力支援体制等

被災市町単独では処理が困難な場合は、相互応援協定に基づく、広域的な処理体制を構築。

- 被災市町単独での処理
- 応援協定による処理 (市町等の相互応援、建設業団体、廃棄物事業者団体及びし尿処理業者団体による応援)
- (公財)ひょうご環境創造協会等を活用した円滑な処理
- 大阪湾フェニックスセンターの活用
- 他府県への要請



7 教育訓練・人材育成等

(1) 研修の実施

大規模災害に備える人的体制を整備・維持するため、県は、図上演習等の研修を実施して人材を育成。

(2) 人材リスト

- ・災害廃棄物処理の経験者や専門的な知識・経験を有する県・市町職員をリストアップし、継続的に教育・訓練を実施。
- ・リストを更新することにより、被災時並びに他市町を支援する必要な人材を確保。

8 県外被災地域への支援

- ・他の都道府県で大規模災害が発生した場合、県は、「人材リスト」を活用して、直ちに廃棄物担当職員を被災都道府県に派遣し、これまでの経験等に基づく技術的助言を行うとともに、不足する人材支援を実施。
- ・被災他都道府県への応援・支援については、研修等の機会を利用して県内市町に情報提供するとともに、本計画の見直しに反映。